明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則（農林水産三九）　一

〔告　示〕

○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（内閣府一四一〇～一四一五）　二

○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（金融庁三二）　三

○太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ－Ｂ）計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件（外務二二〇）

○金融市場インフラ整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二一）

○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とアイスランド政府との間の口上書の交換に関する件（同二二二）

○サイバー犯罪に関する条約へのアルゼンチン共和国の加入に関する件（同二二三）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一四五三）

○保安林の指定をする件（同一四五四～一四七六）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一二一）　六

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同一二二）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同一二三）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同一二四）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項の規定に基づく事業登録機関の登録に関する件（経済産業・環境四）　九

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通七八二）

○道路に関する件（関東地方整備局二〇〇～二〇二）

○道路に関する件（中国地方整備局六一、六二）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

復興庁　財務省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、酒類の地理的表示として北海道を指定する件、酒類の地理的表示として灘五郷を指定する件関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三〇

省　令

○農林水産省令第三十九号

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（平成二十九年法律第七十六号）第六条第一項、第七条第三項及び第六項並びに第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則

（鯨類科学調査計画の策定）

第一条　農林水産大臣は、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により鯨類科学調査計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鯨類に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（指定鯨類科学調査法人の指定の申請）

第二条　法第七条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　登記事項証明書

三　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五　その他法第七条第二項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

（指定鯨類科学調査法人による報告）

第三条　法第七条第三項の規定による実施の状況の報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

一　当該年度に実施された鯨類科学調査の実施海域